

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11 - 1 - 1 : 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

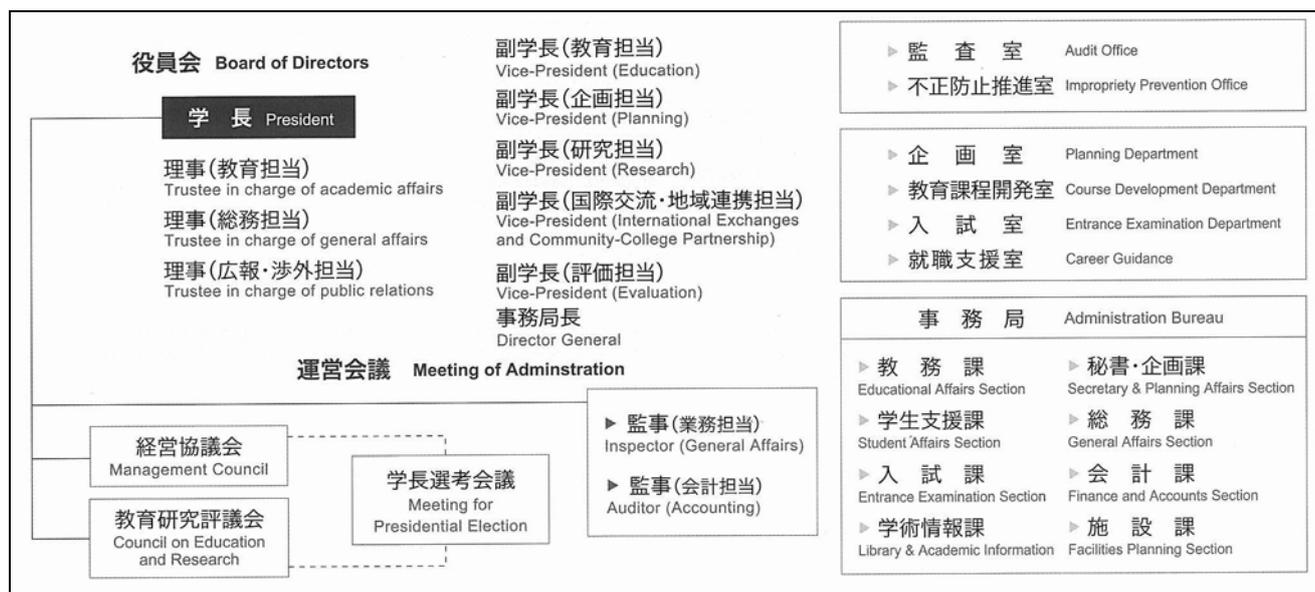
【観点到係る状況】

本学は、役員として学長、理事 3 名及び監事 2 名を置くとともに、学長を補佐する副学長 5 名並びに副学長を補佐する学長補佐 4 名を置いている（資料 11 - 1 - 1 - A、11 - 1 - 1 - B）。理事のうち、教育担当は副学長（教育担当）を、総務担当は事務局長を兼ね、また、広報・渉外担当は学外から招へいしている。管理運営組織の構成については資料 11 - 1 - 1 - A に示すとおり、国立大学法人法に基づき設置している。事務組織としては、理事（総務担当）が事務局長を兼ね、その下に 8 課を置き、事務分掌を司っている（事務・技術職員計 59 名）（資料 11 - 1 - 1 - C）。また、4 つの教職連携組織を設置しており、それぞれ室長である担当副学長の下、戦略的・機動的な法人運営を推進している（資料 11 - 1 - 1 - D）。

危機管理としては、「奈良教育大学緊急事態等対策規則」（別添資料 11 - 1 - 1 - 1）を制定し、教職員の緊急連絡網を作成するなどの危機管理体制の強化を行うとともに、災害・事故等緊急対応マニュアル（リスクマネジメント）「安全のためのしおり」（別添資料 11 - 1 - 1 - 2）を作成し、教職員及び学生に配付して災害・事故等の際の行動指針等の徹底を図っている。

また、学術研究の信頼性と公正性を確保するために「奈良教育大学研究倫理基準」（別添資料 11 - 1 - 1 - 3）を定めるとともに、公的研究費の不正使用防止のため「奈良教育大学における公的研究費の適正な取扱い等に関する規則」（別添資料 11 - 1 - 1 - 4）を制定するなど不正行為の未然防止に努めている。

資料 11 - 1 - 1 - A 法人運営組織図



【出典：『国立大学法人奈良教育大学 大学概要』2009、p10】

資料 11 - 1 - 1 - B 国立大学法人奈良教育大学学長補佐規則（第 2 条～第 4 条、第 6 条）

| |
|---|
| <p>(担当)</p> <p>第 2 条 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）に次の各号に定める学長補佐を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学長補佐（就職担当） 二 学長補佐（教育課程担当） 三 学長補佐（入試担当） 四 学長補佐（評価担当） <p>(任務)</p> <p>第 3 条 学長補佐は、別表に定める事項について、国立大学法人奈良教育大学副学長（以下「副学長」という。）を補佐することを職務とする。</p> <p>(選考等)</p> <p>第 4 条 副学長（教育担当）及び副学長（企画担当）は、次の各号の一に該当する場合に大学の教員の中から学長補佐候補者の選考を行い、国立大学法人奈良教育大学学長（以下「学長」という。）に推薦する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学長補佐の任期が満了するとき。 二 学長補佐の辞任の申し出を学長が承認したとき。 三 学長補佐が欠員となったとき。 <p>(任命)</p> <p>第 6 条 学長補佐の任命は、学長が行う。</p> |
|---|

資料 11 - 1 - 1 - C 国立大学法人奈良教育大学事務組織規則（第 2 条～第 5 条）

| |
|--|
| <p>(事務局)</p> <p>第 2 条 本学に事務局を置く。</p> <p>(事務局の分課等)</p> <p>第 3 条 事務局にその事務を処理するため、教務課、入試課、学生支援課、学術情報課、秘書・企画課、総務課、会計課及び施設課を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 秘書・企画課に企画・広報室を置く。室長は、秘書・企画課副課長をもって充てる。 3 総務課に国際交流・地域連携室を置く。室長は、総務課長をもって充てる。 4 奈良教育大学教育学部には事務室を置かず、その事務は本学各課及び室が所掌する。 <p>(グループ等)</p> <p>第 4 条 課及び室にその事務を処理するため、グループ及び係を置くことができる。</p> <p>(役付職員)</p> <p>第 5 条 事務局に事務局長を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 課に課長を置く。 3 課に室長及び副課長を置くことができる。 4 課、室及びグループに係長及び専門職員を置くことができる。係長及び専門職員は、事務職員、技術職員及び図書館職員をもって充てる。 5 課、室、グループ及び係に主任を置くことができる。主任は、事務職員、技術職員及び図書館職員をもって充てる。 |
|--|

資料 11 - 1 - 1 - D 教職連携組織の目的及び構成

| 名 称 | 目 的 | 構 成 |
|---------|--|---|
| 企画室 | 大学運営、企画に関する資料・情報を日常的に収集・分析するとともに、役員会の諮問に応じ、必要な企画、立案などを行う。 | 副学長（企画担当）、学長が指名する教員 3 人、事務局長、秘書・企画課長 |
| 就職支援室 | 学生のニーズを的確に把握し、より迅速かつ機動的な対応をとるため、審議と企画・立案・執行の実施により、就職等に関する学生のサポートを行う。 | 理事（教育担当）、学長補佐（就職担当）、学生支援課長、学生支援課副課長（総括）、学長が指名する教員 6 人、室長が指名する教職員若干名 |
| 入試室 | 受験生の動向を的確に把握し、入試に関する事項に迅速かつ機動的な対応をとるため、審議と企画・立案・執行の実施により、入試業務を行う。 | 理事（教育担当）、学長補佐（入試担当）、学長が指名する教員 3 人、事務局長、入試課長、学長が指名する事務職員若干名 |
| 教育課程開発室 | 大学の教育課程の改革・改善等の教育支援業務について、企画、立案を行う。 | 理事（教育担当）、学長補佐（教育課程担当）、学長が指名する教員 2 人、教務課長、学長が指名する事務職員若干名 |

- ・別添資料 11-1-1-1 国立大学法人奈良教育大学緊急事態等対策規則
- ・別添資料 11-1-1-2 「安全のためのしおり」(抜粋)
- ・別添資料 11-1-1-3 国立大学法人奈良教育大学研究倫理基準(平成19年規則第5号)
- ・別添資料 11-1-1-4 国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の適正な取扱い等に関する規則
(平成19年規則第68号)

【分析結果とその根拠理由】

本学の管理運営を行うため、国立大学法人法に基づく諸会議を設置し、また、適切な人数の役員(4名)副学長(5名)学長補佐(4名)事務局(59名)及び4室の教職連携組織を置き、それぞれ適切な担当職務区分により大学の目的の達成に向けた支援を行っている。

危機管理としては、緊急事態等対策規則を定め、危機管理体制の強化を行っており、また研究費の不正利用を防ぐための規則等も整備している。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断できる。

観点 11-1-1 : 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

本学の意思決定プロセスとしては、各種委員会等による専門的事項の審議を踏まえ、教育に関する重要事項は教育研究評議会(以下「評議会」)(資料 11-1-2-A) 経営に関する重要事項は経営協議会(資料 11-1-2-B)で審議を行い、役員会(資料 11-1-2-C)での議決の後、学長が意思決定する。委員会の多くは理事・副学長が委員長となっており(資料 11-1-2-D) また、評議会、経営協議会、役員会は学長が議長となるとともに、議案の提出も行っている。このように、意思決定プロセスにおいて、学長のリーダーシップが発揮できる仕組みとなっている。

このほか、学長の下で効率的・機動的で責任ある運営を行うため、学長、常勤理事に加えて副学長からなる「運営会議」を設置している(資料 11-1-2-E) 運営会議は毎週開催し、各理事・副学長がそれぞれ所掌する業務間の調整や意思疎通を図るとともに、役員会、評議会、経営協議会等での審議の内容や進め方の協議も行うなど、学長のリーダーシップを支える役割・機能を果たしている。

資料 11-1-2-A 国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会規則(第2条~第5条)

(組織)

第2条 評議会は、次の各号に掲げる評議員で組織する。

- 一 学長
- 二 学長が指名する理事 2人
- 三 副学長(研究担当)
- 四 副学長(企画担当)
- 五 学術情報研究センター長
- 六 教育実践総合センター長
- 七 附属学校(園)長のうちから 1人
- 八 本学専任(教職大学院専任を除く。)の教員の中から教授会において選出される教授9人(教育系2人、文科系2人、理科系

3人、芸体系2人)

九 教職大学院会議において選出される本学教職大学院専任の教授 1人

2 前項第七号、第八号及び第九号の評議員は学長が任命し、解任しようとするときは、評議員の議を経て行うものとする。

3 第1項第八号及び第九号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、評議員の任期の末日は、当該評議員を任命する学長の任期の末日以前とする。

4 第1項第八号の委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 評議会が審議する奈良教育大学(以下「本学」という。)の教育研究に関する重要事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 中期目標についての意見に関する事項(経営協議会の所掌に属するものを除く。)

二 中期計画及び年度計画に関する事項(経営協議会の所掌に属するものを除く。)

三 学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 教員人事に関する事項

五 教育課程の編成に関する方針に係る事項

六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

九 その他本学の教育研究に関する重要事項

(会議の主宰及び議長)

第4条 学長は、評議会を主宰し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名した評議員がその職務を代理する。

(議案の提出)

第5条 評議会への議案の提出は、学長が行う。

2 評議員は、学長に対して議案の提出を請求することができる。

資料 11 - 1 - 2 - B 国立大学法人奈良教育大学経営協議会規則(第2条~第5条)

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事 2人

三 学長が指名する教職員 2人

四 国立大学法人奈良教育大学(以下「法人」という。)の役員又は教職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者 6人

2 第1項第三号の委員は学長が任命し、解任しようとするときは、協議会の議を経て行うものとする。

3 学長は、第1項第四号の委員を解任しようとするときは、教育研究評議会の意見を聴いた上、協議会の議を経て行うものとする。

4 第1項第三号及び同項第四号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期の末日は、当該委員を任命する学長の任期の末日以前とする。

5 第1項第三号及び同項第四号の委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 協議会が審議する法人の経営に関する重要事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

三 学則(法人の経営に関する部分に限る。)並びに会計規則、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、教職員の給与及び退職手当の支給の基準、その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

六 その他法人の経営に関する重要事項

(会議の主宰及び議長)

第4条 学長は、協議会を主宰し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名した委員がその職務を代理する。

(議案の提出)

第5条 協議会への議案の提出は、学長が行う。

2 委員は、学長に対して議案の提出を請求することができる。

資料 11 - 1 - 2 - C 国立大学法人奈良教育大学役員会規則（第 2 条～第 5 条）

（組織）

第 2 条 役員会は、次の各号に掲げる役員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事

（審議事項）

第 3 条 役員会は次の各号に掲げる事項について、学長の意思決定に先立ち議決を行う。

- 一 中期目標についての意見（国立大学法人奈良教育大学（以下「法人」という。）が国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見を言う。）及び年度計画に関する事項
- 二 法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 法人が設置する国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 その他役員会が定める重要事項

（会議の主宰及び議長）

第 4 条 学長は、役員会を主宰し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名した理事がその職務を代理する。

（議案の提出）

第 5 条 役員会への議案の提出は、学長が行う。

2 理事は、学長に対して議案の提出を請求することができる。

資料 11 - 1 - 2 - D 主要委員会における委員長

| 委員会名 | 委員長 | 備考 |
|---------------------|----------------|---------------|
| 目標計画委員会 | 理事（教育） | |
| 点検評価委員会 | 副学長（評価） | |
| 情報ネットワーク委員会 | 理事（総務） | |
| 財務委員会 | 副学長（企画） | |
| 広報・情報公開委員会 | 理事（総務） | |
| 国際交流・地域連携委員会 | 副学長（国際交流・地域連携） | |
| 人権・ハラスメント防止委員会 | 理事（教育） | |
| 安全衛生委員会 | 理事（総務） | |
| 施設整備委員会 | 理事（総務） | |
| 放射線安全委員会 | 互選 | |
| 学術研究推進委員会 | 副学長（研究） | 教育研究評議会附置の委員会 |
| 教育企画委員会 | 理事（教育） | 〃 |
| 附属学校協議会 | 理事（教育） | 〃 |
| 大学教員配置検討委員会 | 副学長（企画担当） | |
| 大学入試センター試験実施委員会 | 学長 | |
| 研究倫理委員会 | 副学長（研究） | |
| 教員データベース委員会 | 副学長（研究） | |
| 発注工事総合評価審査委員会 | 互選 | |
| 人事委員会 | 互選 | 教授会附置の委員会 |
| 教務委員会 | 互選 | 〃 |
| 教育実習委員会 | 互選 | 〃 |
| ファカルティ・ディベロップメント委員会 | 互選 | 〃 |
| 学生委員会 | 互選 | 〃 |
| 入学試験委員会 | 副学長（教育） | 〃 |
| 留学生委員会 | 互選 | 〃 |
| 教職大学院会議 | 互選 | 〃 |
| 紀要委員会 | 互選 | 〃 |

資料 11 - 1 - 2 - E 国立大学法人奈良教育大学運営会議規則（第 1 条～第 3 条）

（設置）

第 1 条 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）の円滑かつ機動的な大学運営を行うため、大学に運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

（審議事項）

第 2 条 運営会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 国立大学法人奈良教育大学役員会の議決事項以外の日常的な意思決定に関すること。
- 二 委員会間の調整に関すること。
- 三 その他全学的観点が必要な事項

（組織）

第 3 条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事（教育担当）
- 三 理事（総務担当）
- 四 副学長（企画担当）
- 五 副学長（研究担当）
- 六 事務局長
- 七 学長が指名する者 若干名

【分析結果とその根拠理由】

委員会の多くは理事・副学長が委員長となっており、教育研究評議会、経営協議会、役員会では学長が議長となるとともに、議案の提出も行っていることから、学長のリーダーシップが発揮できる仕組みが構築されている。また、各理事・副学長の所掌業務間の調整や意思疎通を図り、意思決定機関の審議内容等の協議を行うため運営会議を設置しており、学長のリーダーシップの下で、効率的・機動的で責任ある運営を行っている。

以上のことから、大学の目的を達成するために、学長がリーダーシップを発揮し、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断できる。

観点 11 - 1 - 1 : 大学の構成員（教職員及び学生） その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到に係る状況】

教職員については、職種別（教員、附属教員、事務系職員）に「学長との懇談会」を年 1 回開催し、学長と直接オープンな意見交換を行う場を設けている。

学生については、調査形式では「学生生活実態調査」（2 年に 1 回）の実施、懇談会形式では「大学懇談会」及び「学長との懇談会」（それぞれ年 1 回） 随時の意見聴取の機会として「学生なんでも提言箱」により、授業や学習環境等についてのニーズの把握を行っている（観点 7 - 1 - 1 参照）。管理運営に関わるニーズとしては、施設・設備の充実に関するものがほとんどである。

学外関係者については、監事や経営協議会学外委員との意見交換はもとより、調査形式では「卒業生の勤務先アンケート調査」（平成 18 年度）「大学院修了生の勤務先アンケート調査」（平成 19 年度）「大学院修了生アンケート調査」（平成 16 年度） 懇談形式では「奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会」などにより、ニーズの把握に努めている。（別添資料 11 - 1 - 3 - 1）

このような教職員・学生等からのニーズの管理運営への反映については、監事 2 名と経営協議会委員 11 名の内、6 名を現在、学外者が占めており、学外者の視点を大学運営に活かせる体制となっている。また、各種アンケー

トや懇談会で得られた学内外関係者のニーズは、関係委員会で検討を行い、学生食堂や学生寮の施設改築に向けた改善等につなげている。

・別添資料 11 - 1 - 3 - 1 奈良教育大学の教育に関するアンケート(卒業生の勤務先アンケート調査)結果報告書

【分析結果とその根拠理由】

各種アンケートや懇談会により、大学の構成員のニーズを把握している。また、監事や経営協議会学外委員との意見交換及び各種アンケートや懇談会により、学外関係者のニーズの把握に努めている。

把握したニーズについては、関係委員会で検討し、改善に役立てている。

以上のことから、大学構成員及び学外関係者のニーズが把握され、管理運営に適切に反映されていると判断できる。

観点 11 - 1 - 1 : 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到に係る状況】

監事は、毎年度、監事監査計画を策定し、業務監査は、毎年3月～4月に事務局各課及び学生からのヒアリングを実施している。また、会計監査に関しては、毎年度3回程度開催される四者協議会(学長、総務担当理事、監事、会計監査法人で構成)において、会計監査人から説明及び報告を受け、現状を把握するとともに、毎年5月に会計監査人(監査法人)から学長あてに出された独立監査人の監査報告書の説明を受け、財務諸表等の吟味をしている。この結果は、監事による監査報告書に記載されている。(別添資料 10 - 3 - 2 - 2、別添資料 11 - 1 - 4 - 1、別添資料 10 - 3 - 2 - 7、別添資料 10 - 3 - 2 - 8)

監事は、業務の運営に関して役員会に出席し、その審議状況、審議内容を常時把握し、意見、提言を行うとともに、適宜、学長及び理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な書類等の閲覧を行い、業務及び財産の状況を調査している。

監事は、経理に関する監査に関して、会計監査人、不正防止推進室(別添資料 11 - 1 - 1 - 4 : 第5条) 監査室と連携をとり、対応している。

・別添資料 11 - 1 - 4 - 1 国立大学法人奈良教育大学監事監査実施基準

【分析結果とその根拠理由】

監事は、監事監査規則及び同実施基準に従い、毎年監査計画を作成の上、業務監査と会計監査を実施している。

また、監事は役員会に出席し、重要議案に関して意見を述べている。

現状として、監事は非常勤であるため、前述した業務以上を望めないと考えるが、役員会で出された貴重な意見、提言は、大学の業務運営に反映されており、評価できるものとする。

観点 11 - 1 - : 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

職階、職務別研修及び基礎実務研修において職員の専門性を高め、資質の向上を図ったことに加え、新任教職員研修、ハラスメント研修や安全衛生管理に関する研修を含む各種啓発研修を実施した。これらの研修機会により、教職員に対して職業意識の向上および、資質の向上を図っている。(別添資料11-1-5-1)

・別添資料 11 - 1 - 5 - 1 平成 20 年度奈良教育大学教職員等研修

【分析結果とその根拠理由】

教職員に対して、初任者研修、啓発研修、業務別の研修等を実施または受講させ、研修機会を提供し、職員の専門性、資質の向上を図ったことは、観点で求める内容を十分に実施できていると判断できる。

観点 11 - 2 - : 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】

管理運営に関する方針は、中期目標において「学長が全学合意を形成し、リーダーシップを発揮して責任ある執行を行うため効果的・機動的な運営体制を構築する。教育研究、管理運営等、諸活動の適正な評価に基づいた効果的な学内資源の配分が可能な運営体制を確立する。」と定めている。この方針を踏まえ、本学学則に管理運営に関する組織等を規定するとともに(資料 11 - 2 - 1 - A) 必要な事項を定めた規程を整備している(別添資料 11 - 2 - 1 - 1)

また、管理運営に関わる学長、理事、副学長、学長補佐の選考、責務・権限等についても、それぞれ関係規程に明示し(資料 11 - 2 - 1 - B ~ 11 - 2 - 1 - D、11 - 1 - 1 - B) 事務職員の責務・権限については事務組織規則および事務分掌規則に、附属学校教員の責務・権限については附属学校運営規則において明確に示している。

資料 11 - 2 - 1 - A 国立大学法人奈良教育大学学則(第 5 条 ~ 第 13 条)

第 3 節 役員及び教職員

(役員)

第 5 条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

2 役員に関し、必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第 6 条 法人に、副学長を置く。

2 副学長に関し、必要な事項は、別に定める。

(教職員)

第 7 条 法人に、次の各号に掲げる教職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、教職員のうち、専任講師、助教、助手、主幹教諭又は栄養教諭を置かないことができる。

一 教育職員(教授、准教授、専任講師、助教、助手、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭)

二 事務職員

三 医療職員

四 その他の職員

2 教職員の職務は、学教法その他法令の定めるところによるほか、次項により定められるものによる。

3 教職員に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議

(役員会)

第8条 法人法第11条の規定に基づき、法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、法人に役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第9条 法人法第20条の規定に基づき、経営に関する重要事項を審議する機関として、法人に経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第10条 法人法第21条の規定に基づき、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、法人に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第11条 法人法第12条の規定に基づき、学長候補者選考等を行う機関として、法人に学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第5節 法人委員会、室及び事務組織

(法人委員会及び室)

第12条 法人に、専門的事項を審議するため委員会を置く。

2 法人に、専門的事項を審議し処理するため室を置く。

3 前2項に規定する委員会及び室に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第13条 法人に、事務組織を置く。

2 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

資料 11 - 2 - 1 - B 国立大学法人奈良教育大学学長選考規則 (抜粋)

(選考機関)

第2条 学長候補者の選考は、国立大学法人奈良教育大学学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)が行う。

(学長候補者の資格)

第4条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者で、次条に規定する学長候補適任者の推薦を受けた者のうちから選考する。

(学長候補者の決定)

第11条 学長選考会議は、第6条の所信及び回答書の内容並びに第7条による調査結果等をもとに、前条の意向聴取の結果を尊重しつつ、学長候補者を決定する。

2 学長選考会議は、第1項により学長候補者を決定したときは、その旨を学長に報告するとともに、公示し学内に周知するものとする。

(学長就任の交渉)

第12条 学長選考会議は、前条により決定した学長候補者に対し、学長就任の交渉を行うものとする。

資料 11 - 2 - 1 - C 国立大学法人奈良教育大学理事規則 (抜粋)

(担当)

第2条 国立大学法人奈良教育大学(以下「法人」という。)に次の各号に定める理事を置く。

一 理事(教育担当)

二 理事(総務担当)

三 理事(広報・渉外担当)

2 前項第一号及び第二号に規定する理事は常勤とし、第三号に規定する理事は非常勤とする。

(職務等)

第3条 理事は、別表に定める事項及び国立大学法人奈良教育大学学長(以下「学長」という。)が指示する事項について、学長を補佐して法人の業務を掌理する。

2 学長に事故があるときは、理事(教育担当)がその職務を代理し、学長が欠員のときは、その職務を行う。

(選考方法)

第5条 学長は、理事の選考を行うに当たっては、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

資料 11 - 2 - 1 - D 国立大学法人奈良教育大学副学長規則（抜粋）

（担当）

第2条 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）に次の各号に定める副学長を置く。

- 一 副学長（教育担当）
- 二 副学長（企画担当）
- 三 副学長（研究担当）

2 学長が特に必要と認める場合には、大学に若干名の副学長（特命担当）を置くことができる。

3 学長は、前項の副学長（特命担当）を置く場合、教育研究評議会に諮り了承を得るものとする。

（任務）

第3条 前条第1項の副学長は、別表に定める事項及び学長が指示する事項について、教育・研究及び大学の機動的かつ円滑な運営を推進するため、全学的な観点から国立大学法人奈良教育大学長（以下「学長」という。）を補佐することを職務とする。

2 学長は、前条第2項の副学長（特命担当）を置いた場合は、前項の別表の規定にかかわらず、職務を変更することができる。

3 前条第2項の副学長（特命担当）は、学長が命じる事項及び指示する事項について、全学的観点から学長を補佐することを職務とする。ただし、教育研究評議会及び経営協議会の議決に参画することはできない。

（選考方法）

第5条 学長は、副学長の選考を行うに当たっては、大学の理事及び教授のうちから選考し、教育研究評議会に報告し了承を得るものとする。

（任命）

第7条 副学長の任命は、学長が行う。

・別添資料 11 - 2 - 1 - 1 規則集 目次

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針は、中期目標において定めている。この方針を踏まえ、本学学則に管理運営に関する組織等を規定するとともに、関係組織規定を整備している。また、管理運営に関わる学長、理事、副学長、学長補佐の選考、責務・権限等についても、それぞれ関係規程に明示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる役員や委員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断できる。

観点 11 - 2 - : 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点到に係る状況】

法人化以降、毎年度、国立大学法人評価委員会に提出する業務実績報告書の作成に伴い、目標計画委員会が、年度途中及び年度末において、各種委員会及び各担当部署からの中間状況報告及び年度実績報告によるデータ及び情報の収集を行っている。また、これに併行してヒアリングを実施することで、報告された情報の裏付けを行っている。これら業務実績報告書の内容については、毎年度、ウェブサイトにて情報を公開している（資料 11 - 2 - 2 - A）

学内委員会・室の活動情報については、毎年度末に点検評価委員会により「各種委員会自己評価年次報告書」として収集・蓄積されている。学内教職員は、ホームページで自由に閲覧する事が出来る。収集したデータ及び情報については、秘書・企画課で全て電子データとして一元的に蓄積、管理し、大学概要やウェブサイトを通じ

て、個人情報保護法に留意しつつ、情報を広く提供、発信しているほか、必要に応じ、各部署等への提供を行っている。

資料 11 - 2 - 2 - A 業務実績報告書を記載したホームページの URL

http://www.nara-edu.ac.jp/koukai/koukai_1.htm#02

【分析結果とその根拠理由】

大学の活動全般に関する各種委員会及び各担当部署からのデータ及び情報の収集が組織的に行われている。また、提出されたデータ及び資料は、全て電子データで蓄積、管理し、大学概要、ウェブサイトにより学外にも情報発信しているほか、必要に応じ、各部署等への提供を行っているなど、教職員への利用の便宜が図られていると判断できる。

観点 11 - 3 - : 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学では、年度ごとに「評価実施指針」を定め、これに基づき「個人評価」及び「組織評価」を実施している（別添資料 11 - 3 - 1 - 1）。これらの実施は「点検評価委員会」が担当し、個人評価及び組織評価の実務をその下部組織「個人評価専門部会」及び「組織評価専門部会」がそれぞれ受け持っている（資料 11 3 - 1 - A）。

個人評価は、平成 17 年度の試行実施を経て、平成 18 年度より毎年度、大学教員、附属校園教員及び事務系職員の職種ごとに実施している。いずれも、自己評価、監督者による評価（大学教員を除く）を経て点検評価委員会による評価を行い、学長による所見が附されて本人へ結果が通知される。結果に対する異議申立制度も整備している。

一方、組織評価は、平成 16 年度以降においては資料 11 - 3 - 1 - B のとおり実施し、その結果は、冊子や大学ホームページ（資料 11 - 3 - 1 - C）により、広く学内外に公開している。

資料 11 3 - 1 - A 国立大学法人奈良教育大学点検評価委員会規則（第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条）

（審議事項）

第 2 条 委員会は、点検及び評価に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 点検評価の基本方針に関すること。
- 二 教育研究活動等についての点検及び評価に関すること。
- 三 評価項目に関すること。
- 四 点検評価の実施及びまとめに関すること。
- 五 外部評価及び相互評価に関すること。
- 六 その他評価に関し必要なこと。

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（企画担当）
- 二 理事（教育担当）
- 三 理事（総務担当）

| |
|---|
| <p>四 学長補佐（評価担当）</p> <p>五 本学専任（教職大学院専任を除く。）の教員の中から教授会において選出された教授 4人(教育系1人、文科系1人、理科系1人、芸体系1人)</p> <p>六 教職大学院会議において選出された本学教職大学院専任の教授 1人</p> <p>七 附属小学校及び附属中学校の副校長並びに附属幼稚園の副園長のうち 1人</p> <p>八 事務局長</p> <p>九 秘書・企画課長</p> <p>十 学長が指名する者 若干名</p> <p>2 前項第五号、第六号及び第十号の委員は、学長が委嘱する。 （専門部会の設置）</p> <p>第9条 委員会に、組織評価を実施し、まとめるため組織評価専門部会を、個人評価を実施し、まとめるため個人評価専門部会を置く。</p> <p>2 委員会は、前項に規定する専門部会のほか、必要に応じて、専門部会を置くことができる。</p> <p>3 前2項に規定する専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。 （ワーキンググループ）</p> <p>第10条 委員会は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。</p> <p>2 ワーキンググループに関して、必要な事項は、別に定める。</p> |
|---|

資料 11 - 3 - 1 - B 組織評価の実施状況（平成 16 年度以降）

| 実施年度 | 報告書名（注） | 対象 | 項目等 |
|----------|---------------------------------------|-----------|---|
| 毎年度 | 各種委員会自己評価年次報告書 [教授会報告のうえ、学内限定公開] | 委員会・室 | 活動目標・内容、達成できたこと・得られた成果・出来なかったこと、新たに生じた問題、次年度への引き継ぎ事項 |
| 平成 17 年度 | これまでこれから（教員総覧） | 大学教員 | 研究と教育について、主な研究業績、主な授業担当科目、学会活動、社会的活動、講演のテーマ |
| 平成 18 年度 | 自己評価書 | 全学 | 大学の目的、教育研究組織（実施体制）、教員及び教育支援者、学生の受入、教育内容及び方法、教育の成果、学生支援等、施設・設備、教育の質の向上及び改善のためのシステム |
| 平成 19 年度 | これまでこれから（附属校園・附属施設編） | 附属校園・附属施設 | （附属校園の場合）理念・目的、教育研究活動、教育実習、大学との連携、生徒の募集と連絡進学、組織と運営、安全管理、施設・設備、地域社会への寄与 |

資料 11 - 3 - 1 - C 組織評価の実施結果を掲載したホームページの URL

| |
|--|
| <p>http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HYOUKA/index.html</p> |
|--|

・別添資料 11 - 3 - 1 - 1 国立大学法人奈良教育大学の平成 20 年度評価実施指針

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価は、点検評価委員会により、評価実施指針に基づいて個人評価及び組織評価を毎年度実施している。組織評価については、冊子及び大学ホームページにより、広く学内外に公表している。このことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づき自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断できる。

観点 11 - 3 - : 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

平成 18 年度、点検評価委員会により実施・公表した『自己評価書』（資料 11 - 3 - 1 - B）について、平成 19 年 3 月 29 日に外部評価委員会による外部評価を実施した（資料 11 - 3 - 2 - A、別添資料 11 - 3 - 2 - 1）。外部評価委員会は、奈良県及び大阪府の教育委員会や近隣の教育系大学の計 5 機関から各 1 名推薦された計 5 名の委員により構成された。

同委員会からは、カリキュラム・フレームワーク構築への期待、成績評価基準の明確化、配置教員の活性化など、今後の教育研究活動に資する意見が種々寄せられた。この結果は、冊子として取りまとめ、学内外の関係者に送付するとともに（別添資料 11 - 3 - 2 - 2）大学ホームページにより広く公表した（資料 11 - 3 - 2 - B）。

資料 11 - 3 - 2 - A 国立大学法人奈良教育大学の平成 18 年度外部評価実施要項（第 1 条～第 3 条）

（趣旨）

第 1 条 奈良教育大学（以下「本学」という。）における教育研究活動の状況に係る自己評価の結果について、外部の有識者による検証（以下「外部評価」という。）を行い、本学の教育活動の質の向上に資するとともに、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

（委員会）

第 2 条 本学に、前条の目的を達成するため、国立大学法人奈良教育大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、高等教育に関し広く、かつ、高い識見を有するとともに、本学の教育活動に深い理解を有する国、地方公共団体又は高等教育機関等の者から、学長が委嘱した委員をもって構成する。

3 前各項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が定める。

（実施方法）

第 3 条 委員会は、点検評価委員会が作成する教育研究活動の状況に係る自己評価報告書について外部評価を行う。

2 外部評価は、前項の自己評価報告書及び関係資料による調査のほか、必要に応じ実地調査等により行う。

資料 11 - 3 - 2 - B 外部評価報告書を掲載したホームページの URL

<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HYOUKA/gaibuhyouka/index.html>

・別添資料 11 - 3 - 2 - 1 外部評価委員会実施概要（『外部評価報告書』平成 19 年 3 月、pp.31-33）

・別添資料 11 - 3 - 2 - 2 外部評価報告書配布先一覧

【分析結果とその根拠理由】

平成 19 年 3 月に外部評価委員会（学外の教育関係者 5 名）による外部評価を実施した。この結果は、冊子及び大学ホームページにより、学内外に広く公表した。このことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断できる。

観点 11 - 3 - : 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

評価結果に基づき、点検評価委員会において改善課題を整理し、学長に提示している。学長は、それを踏まえ

て委員会等関係組織に対して改善措置の確定を要請し、全学的見地から調整している。

例えば、『各種委員会自己評価年次報告書』(資料 11 - 3 - 1 - B)に基づいて委員会活動の成果の検証を行った結果、委員会活動の活性化・委員の過負担回避のため学長指名委員を導入し、個人評価結果を踏まえた適材適所の観点から指名を行うなど、学長のリーダーシップの浸透と機動的運営を図ることとした。

また、外部評価における指摘事項等(観点 11 - 3 - 参照)については、関係委員会において改善・具体化に向けた検討が進められ、大学院修了者の就職先に対する意見聴取の実施、学部卒業者の就職先に対する最新の意見聴取の実施などを行い、改善点を明らかにし大学院教育の充実(教育目標・コースワークの明確化等)を図った。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果に基づく改善課題は、点検評価委員会 - 学長 - 所掌委員会等という意思決定手続きを経て、実行に移されている。これにより、例えば委員会活動の評価結果に基づいて導入した学長指名委員制度、外部評価結果に基づいて実施した大学院修了者の就職先に対する意見聴取など、改善への取組が行われている。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が積極的に行われていると判断できる。

観点 11 - 3 - : 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点到に係る状況】

教育研究活動の状況及びその成果については、大学ホームページを中心に最新情報を発信している。ホームページに社会人を対象としたページを設け、その他関連情報とともに積極的な提供を行っている。(資料 11 - 3 - 4 - A)

現在、広報・情報公開委員会において「ホームページ作成にあたってのガイドライン」の策定に向けて準備中であり、情報が正確且つ的確に、特に一般の方々に向けては利用者の環境に配慮するよう求めることとしている。

なお、教育研究上の成果物については、報告書等にまとめるなどして、教育関係機関等への配付を行っているほか、一般向けには、広報誌「ならやま」に分かり易く、その概要を掲載し、情報の発信を行っている(別添資料 11 - 3 - 4 - 1)

資料 11 - 3 - 4 - A 奈良教育大学の特色ある教育研究を掲載したホームページの URL

http://www.nara-edu.ac.jp/KK/11_kenkyukyouiku.htm

・別添資料 11 - 3 - 4 - 1 広報誌「ならやま」(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

社会への大学における教育研究活動の状況及びその成果は、大学ホームページ及び各種報告書をはじめ、大学広報誌にも掲載するなど積極的な情報発信が行われている。また、広報・情報公開委員会が、情報発信に関するガイドライン(例:個人情報保護の視点)で規律を与える役割を果たしていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学長の下で効率的・機動的で責任ある運営を行うため、学長、常勤理事に加えて副学長からなる「運営会議」を設置している。運営会議は毎週開催し、各理事・副学長がそれぞれ所掌する業務間の調整や意思疎通を図るとともに、役員会、教育研究評議会、経営協議会等での審議の内容や進め方の協議も行うなど、学長のリーダーシップを支える役割・機能を果たしている。

【改善を要する点】

単科大学であっても国立大学法人として置くべき委員会は総合大学と同様であり、大学教員が管理運営に関わるが、この負担が必ずしも分散していない。学内委員会・室の規模や委員の選出方法について検討する必要がある。

(3) 基準 11 の自己評価の概要

本学の管理運営を行うため、国立大学法人法に基づく諸会議を設置し、また、適切な人数の役員（4名）副学長（5名）学長補佐（4名）事務局（59名）及び4室の教職連携組織を置き、それぞれの担当職務区分により大学の目的の達成に向けた支援を行っている。

危機管理としては、必要な規則を定め、体制を整備している。

委員会の多くは理事・副学長が委員長となっており、教育研究評議会、経営協議会、役員会、運営会議では学長が議長となるとともに、議案の提出も行っていることから、求心力を持って学長がリーダーシップを発揮できる仕組みが構築されている。

管理運営に関する方針は、中期目標において定めている。この方針を踏まえ、本学学則に管理運営に関する組織等を規定するとともに、関係組織規定を整備している。また、役員や委員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

各種アンケートや懇談会により、大学の構成員のニーズを把握している。また、監事や経営協議会学外委員との意見交換及び各種アンケートや懇談会により、学外関係者のニーズの把握に努めている。把握したニーズについては、関係委員会で検討し、改善に役立てている。

監事は、監事監査規則及び同実施基準に従い、毎年監査計画を作成の上、業務監査及び会計監査を実施している。また、監事は役員会に出席し、重要議案に関して意見を述べている。これらの意見、提言は、大学の業務運営に反映されている。

大学の活動全般に関するデータ及び情報の収集が組織的に行われている。これらは、大学概要、ウェブサイトにより学外にも情報発信しているほか、必要に応じ、他部署等への提供を行っているなど、教職員への利用の便宜が図られている。

自己点検・評価は、点検評価委員会により、評価実施指針に基づいて個人評価及び組織評価を毎年度実施している。組織評価については、冊子及び大学ホームページにより、広く学内外に公表している。平成19年3月に外部評価委員会（学外の教育関係者5名）による外部評価を実施した。この結果は、冊子及び大学ホームページにより、学内外に広く公表した。評価結果に基づく改善課題は、点検評価委員会・学長・所掌委員会等という意思決定手続きを経て、実行に移された。

教育研究活動の状況及びその成果は、大学ホームページ及び各種報告書をはじめ、大学広報誌にも掲載するな

ど積極的な情報発信が行われている。また、広報・情報公開委員会が、情報発信に関するガイドライン（例：個人情報保護の視点）で規律を与える役割を果たしている。